

令和4年5月13日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域
旭日電気工業（株） 東京都世田谷区新町1-21-12
令和4年5月13日～令和4年5月26日（2週）
地域2（東北支社が所掌する区域）
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注
（有）柂屋電設 岩手県盛岡市下太田沢田19-60
令和4年5月13日～令和4年5月26日（2週）
地域2（東北支社が所掌する区域）
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格業者である旭日電気工業（株）及び（有）柂屋電設は、令和4年3月31日、東北支社発注の「東北自動車道 竜ヶ森トンネル照明設備更新工事」において、2tトラックの荷台に設置した足場を解体する作業中、作業員がトラックの荷台より転落し負傷するという安全管理の不適切による工事関係者事故を発生させた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第7号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問い合わせ： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上